

ものづくりサポートセンターよりのお知らせ

国民生活金融公庫の第三者保証人等を不要とする融資のご案内

国民生活金融公庫では、「改革加速のための総合対応策（総合デフレ対策）」を受けて、第三者の方に保証人を依頼する

ことや担保（不動産、有価証券など）を提供することが困難な方に対し、ご家族や社内の役員の方などを保証人とする融資

をお取り扱いしています。平成16年4月1日にご融資限度額を1,500万円に引き上げる拡充を行いました。ご

融資の条件は

次のとおりです。

■ ご利用いただける方

次のいずれの要件にも該当する方

- 1 税務申告を2期以上行っていること
- 2 所得税等を期限内に完納していること
- 3 最近の業績等から第三者保証人や担保（不動産、有価証券など）がなくてもご融資できると認められること

（注）審査の結果、お客様のご希望に添えないことがあります。

■ ご融資の条件

次のいずれの要件にも該当する方

ご融資額 1,500万円以内

ご返済期間 運転資金5年以内（うち据置期間6ヵ月以内）
設備資金10年以内（うち据置期間2年以内）

利率 基準利率 + 0.9%

連帯保証人 法人営業の方・・・代表者のほか必要に応じそのご家族、社内の役員の方など
個人営業の方・・・ご家族の方など

（注）お使いみちによって異なる利率が適用される場合があります。

詳しくは <http://www.kokukin.go.jp/index.html> をご覧下さい。

